WASON
HQ
1104
J74

遞信省認可
明治二十年五月十四日刊行

每土曜日發兌
一册正價五錢
府內無郵送稅

女學雜誌

第六十四號

東京 女學雜誌社

Digitized by Google
Original from
CORNELL UNIVERSITY

The Women's Magazine.

(JOGAKU ZASSHI.)

No. 64. May 14th, 1887.

第六十四號

EDITORIAL:—Thirteenth Annual Report of the National Woman's Christian Temperance Union.

LEADING ARTICLES:—Hygine and Physical Culture, by Dr. Kersy: Ladies' Physical Education, by Prof. J. Sakurai; Woman's Complaint, by Mrs. J. Nakashima.

BIOGRAPHIES:—Lady Jane Gray: No. (III): Miss Fuji: No. (IV).

GENERAL NEWS.

ADVERTISEMENTS.

SUPPLEMENT:—The Prize Essays on "Japanese Women's Property."

●社說　米國婦人禁酒會第十三年報を讀む

●論說　醫學博士ケルセー孃演說（健全及躰育）筆記○女子の躰育（櫻井錠二君述）（二）○婦人歎（中島俊子）

●佳傳　ジヤングレー姫の傳（第三）○忠貞不二秘錄（四）

●新報　二十件　●廣告

●第四回點取文始末附錄の六

●珊瑚の珠（第三十一回）

○ジヨン、スチウアート、ミル、曰く女子が男子に屈從すると云へる現今の男女の關係は啻に其事の既に不善なるのみならず尙ほ人類の改進に對して大なる防害を爲すもの丶一となるべし

○コーレリツヂ曰く多數の婦女子は一の性質を有せずと述べたるポープの論は或は嘲笑の語ならん然るにポープよりも更に男女の性を知りたるシエクスピア亦た特別の性質なきを以て女の完全したるものとなすが如し蓋し大抵皆なかのデスデモナ若くはヲフヘリアの類を妻となさんことを欲するものならん此類の女は必しも夫君の心術を瞭解せず然れども能く夫君と感を同ふするを得るならん

○紫式部曰く皆人毎にもの丶成らざる内の人は諫をも能く入れ道を守るの心あり其望をかなへ得て心の儘なる時ハ皆なおごりになりて貴をいやしみ卑しきをあなどるこのゆへにぞもろ〳〵佛神の望をかなへかね玉ふなり其望をかなへてあしからしめんよりは適へずして善からしめんは誠に大悲大慈なるべし

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

女學雜誌第六十四號

明治二十年五月十四日

● 社説

○米國婦人禁酒會第十三年報を讀む

此頃米國婦人禁酒會より其第十三年報を寄せらる之れ昨年十月合衆國のミンニアポリスに於て開きたる（去一月廿二日の女學雜誌第四十八號に當日の景况を略記す）同會第十三年期の年會記錄にして同會に關する一ヶ年中の事業景况及び集會の摸樣等を誌したるものあり其書四百餘頁の大本に六號の細字を植えて透間もなく書留めたるを見吾人ハ先づ此會の爲す處の甚だ廣大なるヿを承知したり次に卷を開て其初を窺ふに會頭書記會計五名の外に副會頭五十一名の姓名を記し又事業に依て部を分ちたる各部の部長及助員凡そ一百名各地方に一名と定めたる通信書記五十一名及び各州内に於て本會の事業を區分し各之に部長を定めたるもの合計一千一百餘名を連記したり而て會員の總合計ハ既に二十餘万人の上に在りと知らる此會の盛運眞に推知すべきなり斯て第十三紀年會中の記事凡そ一百四十餘頁ありて次に各部々長の報告二百五十餘頁を收む吾人之を通讀するに當日の景况の甚だ盛んなりし事及び當年の事業の甚だ豐かなりし事を承知するに於て餘あるを覺へたり

蓋し此會ハ千八百七十四年の十月オハヨウ州クリーブランドに於て其第一年會を開きたるの時より以降十三年の間に於て早く現今の景况に達し遂にレビット夫人の周遊を以て万國婦人禁酒會の基礎を建るに至りたるものあり吾人ハ會頭ウイルラルド孃を初めとして二十餘万の會員諸君が終始敢て倦ハるなく反つて年を經て彌よ熱心なるの氣象を以て禁酒の事業に盡力ある趣を知り感佩の思に堪へざるものあり故に今ま右年報中事業の計畫と題する一篇を左に抄出して少か此會運動の摸樣を示し以て吾同志の婦人諸君が大に奮勵する所あらんヿを希望す蓋し此一篇ハ昨年十月より本年十月に至る第十三年度中に施行すべき事業の計畫を指示したるものなり

第一　組織の部に於てハ

州郡都府等に設くべき禁酒會の規則雛形を印刷し又都府内に學校を中心として設くる同會の設立に盡力すべき事

モルモン宗の婦人に對して盡力すべき事

アラスカの婦人に對して盡力すべき事

鐵道雇夫教導部の部長ゼンニースミス孃へ其通常の役者と共

に少年會を設くるの權を委托すべき事
代議院の法律を本會々員に注意せしむべき事
第二　禁止の部に於ては
商店、製造場、宿屋等に勞働する娘女へ對して盡力する事
第三　教育の部に於ては
社會道德部の文學を起すべき事
安息日學校中に禁酒會を組織する爲に更に盡力すべき事
委員は公立學校内聖書の解釋の摸樣を注意して穿鑿すべき事
諸出版所に迫り禁酒讀本の書類を出版せしむる事
科學的禁酒教育執行委員の撰擧すべき五人の委員はマーリーハント夫人之を指名すべき事
諸所の支會は書籍によりて本會の事業を擴張せんが爲め及び婦人禁酒出版會より出版したる者を賣廣むる爲に特別の盡力を爲すべき事
州郡賣市部の部長より出納報告を發布すべき事
ワシントンに於て引續きたる集會を開くべき事
地方の支會に於ては當年中に本會の爲め一回づゝ公會を開くべし但し其會の順序ハ本會の役員より定むべき事
第三　傳道の部に於ては
聖書日讀の案内をユニヲンシグナル中に掲ぐべき事
四月の第一安息日は禁酒事業の爲に特別に聖にすべき事
第四の誡に對する律法を確にするが爲に盡力すべき事
安息日に天幕集會、遠足、送葬等を爲すことに反對し又安息日發行の新聞紙に廣告報道を爲すことに反對し又安息日の列車發着に反對すべき事
傳道師を養成し又派出する爲に傳道會社を組織すべき事
第四　說諭請願及書狀
合衆國代議院に建議してブレール教育法案を猶豫なく經過せしむることを請ふ事
合衆國代議院に建議してエドモンド法案の經過を請ふ事
各州の役員の手より憲法上に禁酒的の改良を施さんことを國會へ請はしむる事
社會道德部より女子の保護に關し請願する事
禁酒の會員を募り本會の事業を世界中に擴張するが爲に演說を爲す事
大英國カナダ、アウストラリア、印度等に在る禁酒主義の新聞紙の第一段に本會の案内と本會の願意とを掲ぐることを請ふ事

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

合衆國にある各宣敎師敎師記者等に對して社會道德部の事業を助け又本會の目的及び出版物の意義を解明さんことを請ふが爲に書狀を送る事

本會より各國の政府へ請願する事を勉めて廣く行ふべき事

煙草の賣買を法律上嚴禁することを勉むべき事

製造人酒屋及酒店へ對して說諭する事

以上は即ち本年度事業の計畫中より其主なるものを抄記したるなり我國の各地に散在する婦人矯風會禁酒會の類其數少しとせず其會員諸君たるもの若し右計畫の大畧を見て以て大に顧る所あらバ可なり

● 論說

○第二回女學演說第一席筆記

健全及躰育

醫學博士ケルセー孃演　佃　龍雄　筆記

鈴木みつ　譯述

親愛なる我兄弟姉妹よ、私共が事を爲すには丁度流れに遡て改革しなければならん時機に臨み居る者で御座ります、私共此流れに遡て改革する六ケ敷き位置に立ち此責に從事しなければならぬ者で御座います。

躰育や健全の事に就ては、皆樣も御存しの如く敎育の中に大切なる者ではありますが、今日の所にては誠に不完全の者で御座いまして私共は最も注意しなければならぬ事で、アナタ方と共に生理學の點より如何なる風に進歩させて宜しきかを究めますは最も貴重の問題であらうと存じます。

若し私共が天理に則て罪を犯すことさへなくば決して病などは我身に來りは致しません、然し今此社會に於て最も爲さなければならぬ事は私共の健康を保つことでありますが其方法は餘程大切のことで其方法を見出すは誠に難き事で御座ります。

古の歷史を見ますれば道德を養ふ事と健康を保つことと其間には親密の關係を有して居る事は充分歷史上に現はれて居ります、最も古代に於ての事は皆樣方も御存じの通り世事の上に、現はれて居ります、私共に對し初めに健康を敎へし所の者は即ち私共の立法者たる所のモーゼーで御座ります。

然して又モーゼーの敎に健康を敎へし所の我々の身躰を造り又萬物を作り給ひし神が即ち敎師で御座います。

此社會に於て最も幸なる所の者はモーゼーの敎を能く守り能く從て往く所の者で之が最も幸ひなる者であります。

私共は是より飲物と食物と其外の事とに就て聊かお噺し致し

ませう。
今此日本の國に於きましてハ西洋の風を眞似することが大層流行て居ります、此時に當て宜しき風を採るばかりでなく惡き事までを採るハ決して怪むべき事ではなく隨分數多き事であります。
私共ハ是より飲物たる咖啡の事に就てお斷し申しませう、此咖啡と云ふ者ハ神經を激動せしむる者で御座いますから若きお方や弱き人は咖啡ハ飲まぬ方が宜しい、咖啡は我々の神經の活動を妨げ或ハ亡ぼす所の者で御座ります又咖啡と申す者ハ不消化の者ですから此を飲むと胃病を生じます。
私はお若いお方が多勢お出なされたを歡び其お若いお方に向て呉れぐも申すことハ惡しき習慣に陥る事です、惡き習慣の身に染るハ易く遂に習慣の奴隷となり我々を苦しむるからで御座います、若しアナタ方が惡しき癖を除かなければ生涯の歡を半取去らるゝ者で其末已れ一人のみならず他の人にも感染せしむる程の力を有する者ですから是非此惡しき癖ハ除き去らなければなりません。
私共ハ是よりお茶の事に就て申しませう、元來飲物ハ支那國の飲物と日本の飲物と別に違ひはありません、此お茶杯は飲まぬ方が宜しい、何ぜならば私共の神經に餘程明かなる惡しき結果を生ずる者で御座います。
私共の飲物は淸き所の淸潔の水を飲むが一番宜しい併し淸き所の淸潔の水を求るも隨分困難で御座います、何故と云ふに水と云ふ者ハ汚れたる所或ハ汚れたる地面を通り或ハ汚れたる空氣に觸れて來るのが多分にあります。
注意して淸き水を飲むは難き事でありますが、最初是を煮て次に之を漉しますならば最も淸き所の水を得らるゝならんと私共は存じます、幼稚なる人が喉の渇きたる時は此水を飲むが宜しい、又飲物の中にても乳ハ宜しき飲物で御座いまして私共の身躰には最も能き滋養となります。
又私共は生理上如何なる物を食しまして宜しきや其一般の方法ハ最も宜しき種類を擇み誠に能く淡純に料理することで御座います、今消化の事などに就て少し申しませう。
餘り味をつけ過ぎたる物は私共の身躰には宜しくありません併し芥子或ハ香ひの物或ハ胡椒などは少し用ゐれば健康を保つことが出きます、若し私共の身躰に錯亂の起りし時は是を以て直に療治することが出來ます。
若し私共が時候の暖熱なる時にお肴を食樣とすれば成るべく

注意しなければなりません、別して貝類は宜しくありません、御存じの通り虎拉剌の流行する時に虎拉剌は何處に居ると謂いゝ必ず肴を食せし人の跡を追ひまわる者にて殊に貝類を食た人の跡をつけて往くもので御座ります。

物を食しますには餘り腹一杯に食ては往けません其初めに食た一ト口と終りに食た一口と味の變らぬ迄をアナタ方の法としなければなりません、又モット食べたいと思ふ時に已めなければなりません。

是より私は寢ると云に就て少し申しませう、寢るには最も安らかなる位置を占めなければなりません寢て居る時は起て居る時より躰の筋が緩んで居りますから兎角惡しき勢力に感動し易いもので御座います、それ故に私共は寢て居る時は起て居る時よりも氣を附けなければならぬもので御座ります。

然らば惡しき勢力とは如何なる原因よりして生じますか一般に申すならば水と地面と空氣より生ずる所の者で、水より生ずると云ふは不潔なる惡しき所より起るので御座います地面より生ずると云ふは大陽と濕地の空氣と合せざる所より起るので御座います空氣より生ずると云ふは惡しき地を吹廻りて惡しき氣を持て參る所より起るのであります。

是に因て考れば家の椽の下より吹上る空氣は私共には餘程わるいと云ふは明かの事でありませう、日本の風俗として疊の上に寢るとは宜しくない疊の際間より惡しき空氣が上りますから不健康で御座ります。

是を防ぐには床を六尺ばかり地より高めますれば地より生ずる惡しき空氣を避ることが出きます、そして又階下に寢るよりは二階に寢るが私共の健康には宜しい上に往けば往く程淸らかなる空氣を吸ふとが出きます。

寢る時間の事に就ては別て定りたる規則もなけれど一巳人につき其人の身躰の組織其人の齡の多少に因て定めます。

小供は成人よりも餘程餘計に寢なければなりません、身躰の弱き人又神經の鋭き人は最も充分に寢なければ良くない、壯健の人の爲めには七時間寢て澤山ですけれども弱き人は八時間か九時間寢なければなりません又小兒にして十五歳以下の者は十時間か十一時間寢るが適度です、最も腦を使ふ人又學校の生徒たる者は九時間か十時間寢なければなりません。

「ナポレオン」第一世は僅かに四時間を限り寢たと申すが、私はあなた方に申します是は宜しきとではありません。（未完）

"Man's works is from sun till sun;
Woman's work is never done." — Anon.

○女子の躰育　(第二)

櫻井錠二　述

又同種類の動物中にても馬の如きものは其飼ひ様に由て大なる差を生ずるものであります即ち競馬或は狩に用る馬は必らず善き食物を與へなければ役に立なくなる由にて是れは馬を飼ひたる人の善く知る所であります又百姓馬は常に多く草を食ひ居るものなれは其消化器は大きくして其運動は隨て遲鈍であります。

斯の如く様々の事實を考へて見ますれは我身躰の强壮なるも又柔弱なるも餘程食物の善惡に關するものなれは生長盛り勉强盛りの貴方々は極々食物に御注意成されて成丈け滋養分に富み成丈け消化し易きものを召し上る様願しく存じます併し如何に肉類が宜ひ玉子か宜ひと云ふても毎日々々同じ肉類玉子のみを食して居てはいけませぬ其理由は我骨肉を組成する所の物質は種々の元素が様々に結合して成りたるものなれは其材料たる所の食物ハ成丈け之を變交して飽きの生ぜぬ様注意するが緊要であります。

玆に一つ申し置き度きことハ百姓共の壮健なることであります百姓共ハ常に粗惡なるものを食するに係らず概して言へは壮健なるものでありますに由て食物ハ何でも宜ひなどゝ言ふ人があるかも知れません併し百姓は常に身躰を動かし新鮮なる空氣を吸ひ又腦髓を左程勞しませぬ故に其無病なるも尤であります若し百姓の位地に在て善きものを食したらんには實に强壮なるものを見るでありましよう。

第二衣服の事　衣服ハ元來何の爲めに着るのでありますか其目的は先づ我躰温の一様なることを保つのでありましよう先きにも申しました通り我身躰から熱が斷へず去て居ますに由て是れを成丈け防く爲に衣服を着ねばなりません夫れ而已ならず薄着ハ宜しくありません薄着すれハ熱の去り様が何うしても餘計になります熱が餘計に去れば食物を餘計に食べねばなりませぬ食物を餘計に食べれば勢力を餘計に費す譯なれば甚た不經濟であります結局衣服は食物の一部と云ふても可なりであります故に「ふらんねる」の如き熱を導く力の弱きものを常に身躰に着け充分温熱を保つことが緊要であります。

衣服の形ちは如何と申しますに私の考にては無論西洋服が宜ひ其理由は私しが申さずとも貴孃方は充分御承知でありましよう即ち身躰の運びに最も便利であります身躰の運びに便利なれば散歩の爲めにも又運動の爲にも都合宜し當學校に於ても追々西洋服の流行するは私の最も悦ぶ所であります。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

衣服の序に申しますが西洋人の内には多く我婦人の衣服の西洋風に變るを甚だ厭ふものがあります今其理由を聞きますに日本固有の婦人の服は眺めて實に奇麗なれば(Very pretty to look at)之れを西洋服に變へるは實に遺憾の事なりと云ふにあります成程一應尤もらしく思われますが元來我婦人ハ只人に看らるゝ丈けのものではありますまい貴孃方ハ今より一方に於ては活潑なる遊戯をなして身躰を强壯ならしめ又一方に於は廣く西洋の善良なる婦人と交際を厚ふして種々の利益を得なければなりません西洋人と交際をなし彼より充分の利益を得るには其言葉は勿論、習慣着物の着樣、食事の仕樣に至るまで學ねばいけません手短に云へバ西洋人に成つた氣で居なければいけません其地位に在る我婦人がいかでか見世物然たることを仕て居て濟みますものか貴孃方は右の如き說を御納れなさらぬとは私は充分承知して居ますが心付きましたに由て申し置きます。

第三住家の事　是も私が申さずとも矢張西洋風が宜ひに違ひありません先づ日本家の第一不都合なることハ坐らねばならぬことであります坐ると云ふことハ習慣になつていますから左程難義とも思ひませんが坐り付けないものが坐らうとするハ難義でありませう難義なれは即ち生長の害となるものでありませう私共ハ近頃餘り坐り付けませぬから坐らねばならぬ塲合でハ誠に困却を極めます坐るハ生長の害となることは事實に照らして疑ふべからざることと思ひます元來日本人は西洋人より身が低ひと云ふのは外の所は左程違ひませんが足の短きことは實に著しくあります是れ全く日本人は小兒の頃より坐り付けたるものなれば足の生長を碍げられたるに由るものと思ひます併し家を一時に西洋風にすると云ふことは六ケ敷きこと故先づ不斷椅子にかゝりて成丈け坐らぬ樣に注意することが緊要であらうと思ひます其外日本家には不都合なること種々あれとも今日は申しませぬ。

第四運動の事　運動の必要なることは今更申すまでのこともありませぬ世の人も近來大ひに此點に注目して先づ男子の方は舟漕、フードボル、ベースボル、角力、綱引、等活潑なる遊戯を好てなし其他隊式操練とか言ふものも行ハれ又遠足會の催しもありて實に悦ばしきことなれとも之に反して女子の運動方ハ甚だ不完全と云はざるを得ませぬ元來女子は男子よりも身躰が强壯なる故に活潑なる運動を要せぬ譯でありますか或ハ又活潑なる運動をすればバ所謂柔和と云ふことに反きてんば御孃樣

の名を蒙るを恐れて成されぬ譯でありますか私は日本の婦人は柔和過ぎると思ひます(Modest 過ると云ふとではありませぬ Timid 過ると云ふ意味であります) 而して Timidity と云ふとは身躰の强壮ならざる一つの徵候でありますに由て我女子には殊に此活潑なる運動が必要であります。

その運動と申すは規則だちたる體操よりも寧ろローン、テニス、クロケ或はオニゴッコ等の如き遊戯を御進め申します元來規則だちたる體操にては身體の小部分のみ動かすものでありますゆゑに左程利益なく又斯樣なる體操は直ぐに飽きの來るものであります飽が來て之を厭ふてなせば其益最も薄くあります之に反して前に申したる遊戯は身體の全部を動かすのみならず餘程樂しみに成るもの故に其利益實に大なるものでありますこの樂みと云ふとは我身體に最も善き藥でありまして醫者か病人に田舍行を進むるも一つは新鮮なる空氣を吸はせんが爲めでありますが其重なる目的は山水の風景を樂まするのであります此譯に因て舞踏なとは躰育の一具として餘程必要あるものであります又舞踏も夏では少々苦し過ぎるに由て其替りに水泳なぞは至極面白くあります日本にては婦人の水泳は餘り流行ませぬが英國などでは申さば江の島、金澤、富岡、熱海と云ふ樣な所で婦人の水泳を試むるもの實に夥くあります是れも躰育の一具として最善きものなれば貴孃方も御試みならんとを希望いたします。

私の談話を終ります前に尙一つ申し度きとがあります我々は此頃洋食でなければいかぬとか或は坐るは毒だに由て何んでも椅子にかゝらねばいかぬとか其他樣々衛生法に注意をして居ながら此等の事には一向頓着しなかつた所の天保以前の人間と比べて餘程身躰の弱きは全躰何なる理由に依て然る者でありますか或は同し年頃の人でも大學の學生と百姓とを比れは學生の方は先づ上等の食物を用ひ上等の衣服を着上等の家に住むと云ふても宜しひ其外百姓より萬事衛生に注意して居ますが夫れでも百姓の方が壮健なるは此れは何う言ふ譯でありますか私が答へなくても貴孃方は御承知でありましよう百姓の方は身躰を動かして腦髓を勞せず又學生の方は丁度反對で身躰は左程動かさないで腦髓の方は非常に勞します天保以前の人も考へ事は左程仕なくて劍術、鎗術、馬術等に多く月日を送りたるものなれば其强壮なると宜なる譯であります又其頃には士族に禄と云ふものがありまして遊んで居ても糊口の出來たものでありますが之に反して今は競走の世の中であり

まして誰れでも彼れでも學問をせねばなりませぬ其學問の度も追々六か敷なつて我々の腦髓を勞しますると一通りでハありませぬ女子も亦往昔とハ違つて學問をせねばならぬとになりました即ち此結構なる學校のある譯でありますが併し貴孃方ハ何んでも學問はせねばならぬ勉强をせねば試驗に負るからと云ふて勉强のみに氣を御込めなされて躰育を輕忽にさるゝと必ず健康を害し御自分の苦勞は申すに及ばず親たちにも難義をかける譯でありませう又學問をするものに最も普通なる病氣即ち肺病、腦病等は子孫に遺傳するとか申しますに由て斯樣なる病氣を出してハありませぬ先づ我々ハ人間であるとか或ハ萬物の靈であるとか云ふ樣な高尙なる考を出す前に何んでも一疋の動物であると云ふ考を持つとが緊要でありますす我々は第一に滿足なる動物であり而る後滿足なる人間であらねばなりませぬ又健康を保持するとは人間たるものゝ義務であり之を害する者は一種の罪人たるとを常に記臆せねはなりませぬ而して吾身の不具を子孫に遺傳するに至ては其罪實に重きことでありまず私は貴孃方の無病なるとを偏に祈ります

葉公子高龍を好む鉤に龍を寫し鑿に龍を寫し屋室彫文龍を寫す是に於て龍聞て之ゝ下る頭を牖に窺ひ尾を堂に施く葉公之を見て棄て〻還り走る是れ葉公龍を好むにあらず龍ゝ似て龍に非るものを好むなりと劉向新序に見ゆ今の女權を主張する論者亦眞の龍に驚く勿れ

○婦人歎　　中島俊子

左は本社第四回の懸賞文題に對し應答ありたる者なれども領收の時日既に期に後れたれバ別に之を茲に揭載す(編者白)

女學雜誌社ハ婦人歎なる問題を發して博く世の婦人が悲歎の訴を聽かんと欲するものゝ如し然れども姉妹の續ゝ之を訴るあるを聞す姉妹の之を訴へざるハ訴ふ可きの悲歎なきの爲めなるか否恐くハ多情却て無言の人に在るなきを得んや然ハ余百の姉妹に代りて悲歎の一部分を說かん

婦人ハ社會の一問題となりし迄に世人の喋々する處となりて或ハ男尊女卑の弊を說き或ハ財產分配論を說き或ハ授產策を講し一國の文明を知らんと欲バ宜く婦人の地位如何を見る可しと迄明言するに至り髮束ぬ可し袖窄くす可し毛絲網む可し舞踏爲す可しと若し今日既に地下に在る明治以前の婦人をして明治年代の婦人社會を見せしめなバ或ハ言ん吁何ぞ明治以後婦人の幸にして吾ゝ明治以前婦人の不幸也や吾ゝが世に在し時ハ女子ハ人間の動物中に在らざるものゝ如く賤まれ晝ハ家の一隅に在りて終日裁縫庖廚の勞を執り夜ハ孤燈暗影に冷衾の長きを護り之を訴んか嫉妬多れバ去るの語を奈何せん家に歸んか夫家の外他に家なしの教を奈何せん郎ハ花に戲

れ楽を弄するの歡樂あるも妾は月に啼き雨に泣くの愁涙あるのみ然るに明治年代の婦人は其理髪着衣に至る迄男子が能く之を注意し世話すると宛も管絃の師匠が弟子の紅粉より衣帯に至る迄注意して自慢らしく舞場に伴ふものゝ如くあらずや歩は手を携て蝙蝠一傘の中に在り坐すれバ書を繙て玻璃同窓の裏にあり食は卓を共にして賓客の相和樂するものゝ如くありて決して妾等が時代の如く君臣相待ものゝ如くならず豈啻之れのみならんや妾等が時代には婦人は三界に家なきと迄侮られしに明治年代の婦人は公侯伯子男爵附の婦人と爲りしに非すや又妾等の時代には婦人に學問ハ大ある弊害ありとて一丁字をも敎へずして唯漫に婦人は愚蒙にして共に語るに足らすと言ふのみあらず婦言は聽く可からずとて一家の事否ある一身の悲喜苦樂をも說くを得ざりしとは實に淺間敷事どもありきと當年の境界を歎して今時の婦人境遇を羨むは是なん大ある誤解と謂つ可し今時の婦人を以て明治以前來開の婦人と其幸不幸を比すれは蓋し往日の幸にして今時の不幸を悟らん如何とあれは昔は婦人なる者は斯憫れなる境界に在るべきものなるを知るを以て如何に男子の壓抑を蒙るとも如何に男子の侮慢を受くとも敢て怨にも懐はざるべし怒りをも抱かざるべし今日の婦人は然らず女子は男子と齊く尊敬を受くるものありとか女子は男子と均しき權を有するに至らざる可ずとか結婚は必ずしも父母親戚の意のみに從はずして己を以て擇ぶべしとか言ふ世論を聽き始て婦人も男子と齊く人類あれバ苟くも男子の壓抑侮辱を默受する能はず等の思想を腦裏に收てよりは恐く今日男子が婦人に向ての待遇を滿足せざるも亦知る可からざるあり

見よ縱然往日は紅歌翠舞に伴ひし佳人も今日は既に爵附の金殿高樓の夫人ある勿らんや此立身出世の婦人が胸中を尋れば或は言はん妾が心事を知らんと欲せは宜く妾が深窓の鏡奩に問ふべし幸に濃妝を以て妾が雙頰の啼痕を掩ふを得るも菱華は獨り妾が妝前の愁眉を照さゝると殆んど稀れあり妾が蒙る處の美麗の帽も妾が穿つ處の時潮の服も妾が乗る處ろの四輪の馬車も一も妾が愁を慰するに足らず妾が新妝を凝す抑阿誰の爲あるか妾が妝を照すものは寂寥たる閑庭の草花あるのみ凄肅たる孤樓の寒月あるのみ何ぞ妾が不幸の甚しきやと若し此等の婦人をして往日の如く嫉妬は女子の愼むべき處放遊は男子の功ありと明めるを得せしめしならは或は其悲歎も少あかるべし

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

四輪の馬車に乗り時潮の帽衣を穿ち給ふ處の夫人の夫婿は卽ち夫人の地位を崇んとを望む歐羅巴好の夫婿なるべし然るに猶己が夫人をして菱華に腫臉を照さしめ欄干に憑て孤月を恨ましむることを爲すか或は之に反したる眞の快樂を占むるの夫人もあるならんが其稀れなること滿天無限の星中の明星に於るが如きを奈何せん之を以て考ふれは男子が今日の如き世話やきは大に女子に向て恩ありとも思はれざるなり否却て悲歎を添しものと謂はざるを得ず。然も將來に於て今代の婦人をして果して明治以前の婦人が羨む處の眞味を嘗むるを得せしむるや否わ覗はさる可からず今余が說く處の婦人歎は歎中の一部分にして決て之を悉すものと謂ふを得ざるなり然とも之の一部分の婦人歎は百部分の婦人歎に關係なしと謂ふ可からざるなり歎は言はざるものにありて言ふものにあらざれバ今余が說く處は言はさる姉妹が胸中の悲歎に當るや否やを知るに由しなし若幸よ姉妹が胸中を察するを得て悲歎を訴ふるの代理を務むるを得たりとせは余は是より飜て更に悲歎の姉妹に說かんとする處あり姉妹許し給ふや否

The superiority of Greeks was shown in the fact that they did not, like other nations, regard their wives as slaves, but as help-mates and companions.

Aristotle.

●佳傳

○ジャングレー姬の傳（其三）

當時女王メレーの君には非常に盛大なる卽位の式を行れんとて勉められたるか上にも西班の皇子フヒリップと婚姻を結ばんとて其商議にのみ日を暮しけるされば此の風說の一たび英國人民の耳に入るや否や其激動混雜は云はん方なく口々に此の企てこそ英國をして西班の干涉を受けしむる者なり此の處置コソ英吉利斯をして外國人の奴隸たらしむる者なりとなし人民の激動益々甚だしくケントの神ホサアートーマスウエア氏の如き蹶然起てサッフーク侯及ひ其他有志の人々は連合して軍旗を飜し女王近侍の評議官を黜けんと圖り王師に抗する數回交戰屢々利を得たるを以て進んで倫敦に至しも不幸にして激戰の後軍破て敗散し首將ウエアの首は遂にハイドパアクの公園に近きハーヒール刑辟の露と消へ貴女ジャン姬の父なるサッフーク侯はハーウヰックに於てハーチントン侯の爲めに虜にせられ革命暫時にして終りを告げたりける此に至りて革命の亂の最も重大なる罪はジャン姬の一身に集まりたれは博士フエッケンハム氏は明日死刑を取り行べきを以て相當の用意ありて可然旨を姬に告げ進せたり商議歎願も其効あらさ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

る簡單なる此の豫報は已に六ヶ月間獄中に於て用意せしとなれば姫君には少しも騒がず王の使者を目して是れ上天に登る善き解放の令なりと喜び受けられたりと抑此の博士フェッケンハムと云へる人は宗敎上に於ては全く姫と反對の信仰を取られしと雖も熱心に羅馬舊敎の說とジャン姫の說とを一致せしめんと計りたれども姫は平日の溫良恭謙なる性質に似もやらず益々其の主義に固着して此の說に反對するに至りたるこそ是非もなし姫君及び夫ダトレーは三日間刑辟の猶豫を得たれば姫は其間に父君サッフークの許に左の如き書柬を送られたりと

父君よ妾の生命のあらん限りは長かれと望まるべきを御本分と存じ候御身にして今妾の死を急がしめ候事神聖なる上帝を喜ばしむるの御所置には可有之と存じ候得共尚ほ妾に於て忍び申し候へば生活を致し候事はいと易きとに存じ候左樣には候得へども悲慈ある上帝に仕へまつらんとを希望致し居り候妾なれば假令世の中意のまゝに相成り妾の意見も充分に通り氣樂致され候とても此の味氣なき浮世に辛き日を送り候事妾の好まざる所せめては一日も早く天國に至らんとこそいと望ましき事にねんじ上げ候……

若し姫君の父にして人情を解する人ありせば如何に此の玉章を御覽ぜられしや定めし斷腸の劍なりしなるべし

○忠貞不二秘錄（第四）

斯て奥中の騒動大方ならず上を下へとひしめきて某侯にも此旨申上るに以ての外に立腹あり女の身として寵愛の妾を殺すは塲にもよる重罪至極の女子哉責殺にして呉んずば我熱腸を冷すに由なし疾目前へ引出せ手斬にせんと罵呼て狂氣の如く怒られければ近習の輩迷惑し其旨かくと告げれば諸有司打寄相談しけん太夫某御前に出で御意は至極御尤もながら豊浦手疵負たれど未だ死去には至らねば即事に刑戮あらんより明長屋の内見繕ひ〆りを付けて内室とし一先不二を入れ置て後日の御刑戮然る可しと恐惶〱申上に某侯にも漸く許容あり然らば強く縛をけ且豊浦の療養は怠可からずと仰ければ某恭しく承畏急に作事奉行に命じ長屋を修補し不二を入れ晝夜歩卒數人にてきびしく番を付られて父の鬪治は其日より閉門をこそ命ぜらる于時天保十年の九月二日と聞へたり不二は夫より食を減し晝夜口を開となく寢に舘を足にせず起れば必再拜し一室の内に身を愼み公命遲しと待しとかや其後次日掛り有司不二を白洲ゑ召出當番某群出此度豊浦殺害の意趣の赴如何に

ぞや包まず白條と問ければ不二は少も臆せる色なく出座の人に一禮し是れ私の意趣ならず奥方の爲御家の爲言でも可知ことなから其大凡を申し述ん彼が是迄幾年か奥方さまを蔑如して次第に募我儘に逆者ハ罪せられ某侯甚く奥方を嫌ハせ玉ひ豐浦を深く愛させ玉ゐるも御過にハ露なくて皆是彼か讒所夫知りなから知らぬ顔姦佞邪智の舌刀に掛らざるこそ幸ひと吾身を自愛大夫の心の程ぞ心得ぬ早此頃の威勢は物躰なくも奥方を毒害せんと企る天地容れざる惡逆に組して榮利を求んと彼に諛ふ人はよも御家には有間敷けれど包まず云へとあるからは云ふても苦しからずやと對返されて某は顔を赤めて默然と胸に釘うつ一座の有司背に冷汗しほるも有可し良久て副役の某漸云る樣成程其方が云通惡事に組する小人有んや且豐浦が幾年の我儘及此度びの企など初より我等ハ更に知らぬことと其方ハ夫れをば知るならば其旨早く申上け某侯の御指揮ある可きに女の身として大膽なる御場所柄をも辨へず人に刄傷に及たる罪は重きにあらずやと再ひ問は、されハとよ申上んと幾度か思に甲斐なき女の身皆豐浦を恐懼外に見て過各々ゐ誰に談ん方もなくされとて直に某侯へたとゐ訟申せばとて寵愛深き彼なれば我か片言を直樣に用ひ玉ハんようもなしなま

なかの事申出で毛を吹き疵を求んと種々に心を盡すうち早奥方の御身の上累卵の如きをば外に爲可き樣もなし毒の根本を絶つならバ枝葉ハ其儘あるとも害なし各方は初より知らずと有れバ知玉ハじ我身女の膽大御場所がらをも省ぬ罪ハ今更改て問るゝ迄も候ハず只悔らくば其塲にて豐浦が止を刺て自殺する遑なきこそ本意なけれ深手負せし豐浦ハよもや助り申すまじ人を殺せるとあれバ如何なる刑に逢とても兼て覺悟のことぞかし可然計ひ申されよと述るもいとゞ堂々に某侯の過有司の罪も皆蒙忠膽斗大の烈女の詞水を流せる如く也再ひ一坐の有司ハ暫時詞もなかりしが漸にして云へる樣言上趣心得たり後日に再ひ吟味可し此日ハ是にて下られよと詞の下より繩取の下奴左右に立寄て早疾々と云ければ不二ハ會釋し靜に白洲を出て囚室え歸る動止不怯萬夫不當の英雄も及び兼たる有樣なり其後側室豐浦ハ手疵の療治樣々に手を盡せども甲斐もなく疵口甚く打爛み遂に空しくなりけるハ是れ積惡の報ひぞと外も内も一藩悦バざるハ無るべし然るに某侯の怒ハ彌以て甚舗く忠貞不二の賢女をバ疾刑戮と命せらる君ハ兎もあれ角もあれ其臣下たる幾人の大夫有司雖有一言半句も諫ゐず皆君の意に阿諛て事の本末正しもせず遂に死刑と定めける抑人に

君として諫臣の無きときは遂には不義にをち入ると聖人の文有としも夢にも知らぬ君臣や澆季の世とは云ひながら斯迄道なき政世に又類不二可し其後掛りの有司は不二を再び呼出し其方を御國ゑ遣せと某侯の仰に候ぞや明朝出足と定まれり隨分朝夕愼で道中われと云けるに不二は先きの日某の後日に再び尋んと云に異なる意外の詞更に驚く氣色なく承知と答ける明れば用意の網輿に不二を荷乘警固の步卒前後左右を打ち圍嚴重なれば無何に狂人病者の旅行する如く見せしは非道の政事他所を憚るためなる可し不二は幾年住馴し吾妻の國を早發知ぬ旅路を數日へて霜月二日夕暮に信濃の國へ着けるに聞にまされる寒國のいまは冬の初なるに凍雲天に布滿て降下る雪の絶間なく道傍の岩怪氣に銀の虎踞まり木梢の松は恰に玉の龍の騰に似たり再びなれぬ囚室に旅の草臥を慰る者はなくして凄然遠山寺に聞なれぬ黄昏の鐘音傳ていとゞ哀れを添なる思ひ出せば冥加なや吾妻に在す奥方の深く我身を慈み親とも子とも見まほしと迄の玉ひし御詞は何れの時か忘る可き且又父上母上は如何に御座玉ふらん我が豐浦を打たるより某侯の御怒蒙りて家に愼み朝夕に我身の事を思ひ過き病とならば如何せん悔てかへらぬ事ながら二十二年の其間孝行らしき仕へもせず若しや折節御心にさからふこともありつらん今又先だち奉る不孝の罪のまきぞひに御身にかゝわる事あらば縱令君には忠也とも親に不孝を如何せん許るさせ玉へ父母と吾妻の方を伏拜泣かぬは泣に大丈夫も及び難かる賢女の心再びこゝに推し計り哀れ也ける次第なり斯而其翌三日の夕晩步卒某尋ね來て聲を潜めて言けるは先日御身が疵付けたる豐浦どのは養生不叶去月某日死れたり人を殺せることなれば御身の罪も免難し甚可憐ことなから不遠うち刑罪とはや定れど父母には少しも故障有る間敷ければ此旨安心ある樣に潜に知らせ候ゑと有司衆仰ぞと聞より不二は滿面に悅の色あらわれて兼て覺期の我罪に父母まで憂苦に逢んかと心苦舖はべりしに賢君の政人を罪する奴せすとか云に違はぬ御仁政且此旨を有司の知らせられたる悅を會て禮云かたき我にしあれば可然御身より傳てたべ別に一つの願あり女たる身の悲さわ此節月の穢あり若や死刑の其時に穢の場所の出もせば死後迄も慨愧し既に罪科定る共未日限の定らすば月の穢の治る迄見合たべとは云はれぬと此れ等の含は有司の人の心に有るべけれ縱令二た日や三日程遲き早きの有ればとてよも御政道にはかゝわらしとは懷へども思慮淺き我身殊更幼少より深宮に成人御刑法のこと

を知らざれバよきに願ひて玉ゑかし死ぬる命は惜まねど斯云ならバなにやらにさすが女子ぞ未練ぞと思はれもせん口惜さ推察してたべ某と他事なき詞に歩卒ハ云はるゝ趣願てみんと足を早めて立去しが軈再ひ馳來りさても御身の願の趣つぶさに申上たれど有司衆の答にハ月の穢のあれバとて其義を何ぞ苦べき且日限も定りたれバ一と日も猶豫なり難しと只管願ひし甲斐もなし甚もほいなきことなれど皆先世の因緣と思ひあきらめ父母に故障なきをバせめてもの黄泉の家產に致されよと語るに不二は驚ける氣色も愠色もなく定る日とハ知らずして空御足勞をかけ侍り御身の深く懇成詞何れの時か報ゆ可き近々黄泉へ歸る身の甚餘波をく候と云れて歩卒詞なく頻に涙しバたゝきさらバとばかり云ひ捨て本來し道へ歸りけり跡には不二が終夜心の中は如何ならん再三こゝに推し察るにはや日限の定りたれバ一と日も猶豫ありかたしと云へるは明朝と覺へたり我身女のことにして廷尉の所意はしらねども如何なる罪あるもの也とも百日を歴刑戮とか聞に異なる有様や屈指みれバ豊浦に紕付けたるは去々月二日未百日には程遠し情知らざる有司哉我身か在らバ各等か惡事に一味せし事を云れんことの恐舗一と日も早く殺さんと談たるにもよも違ハじ………

◎陳言一則

本號には餘白なきが爲めに叢話及び寄書の二欄を除きたり特に編者近來微恙ありて諸種の續稿を草するの遑なし讀者暫く之を恕るし玉へ

●新報

○公賣淫廢禁の議　此頃木挽町の厚生館に於て集議せる日本基督敎徒同盟會に於ては第五號の議案として「全國基督敎徒の記名を以て公賣淫廢禁の議を日本政府に建議する事」の一條を出したるに議員討論の末之を可決し先づ委員五名を擧て其方法案を取調べしめたるが去十日右委員(加藤覺、平岩恒保、本多庸一、金森道倫、吉岡弘毅)は左の四條を案して更に議會へ呈出したり

一　建議委員五名を擧ぐる事

二　右建議は政府へ奉呈する爲に別に府下に三名の委員を擧ぐる事

三　建議文は出來次第各敎會へ廻すべき事

四　各敎會贊成の信徒は無罫の用帋に半枚四人の性名を記し調印して之を委員に出すべき事

右四條は滿場の一致を以て可決したりと云ふ眞に可賀事也

○娼妓解放　娼妓取締規則は猶ほ追々追加ありて滿十七年以上滿二十五年以下の者に限りて出稼を許し目下同年以上の者は解放せらるべしとの説あり近來施政の方向多く如此あるを見るは喜ばしきとなり

○京濱婦人大祈禱會　東京横濱の基督信徒婦人の方々が年に二回を期して開かるゝ大祈禱會は去月三十日横濱海岸教會々堂に於て催うさる午前の主會は稲垣ひさ子午后はピアソン夫人にして前後ともに熱心なる祈禱勸話等ありたり

○東北基督信徒婦人會　兼て計畫せられたる同會は愈々去月十九日仙臺國分町會堂にて開會せられたり來會者七拾餘名にて司會者人見ぎん姉開會の主意を陳述し午前九時より十二時まで祈禱會を開き午後ハ浸禮教會堂に於て相談會を開く其時の司會者は押川つね姉あり又同會の催しにて大町美以美會堂に於て説教會を開きたるに辨士は押川方義本多庸一の二氏なり◎翌朝も亦た同所に於て祈禱會を開き(司會者北住はる姉)午後は組合教會に於て談話會を開き(司會者相原りよう姉)同夜は亦た同所に於て山岡、デフオレスト、ジヨンス三氏の演説あり◎翌廿一日は向山植木亭に於て野外親睦會を開く集るもの四百三十餘名一同寫眞を取りなどして十分の歡を盡くしたり◎翌二十二日も再び國分町の會堂に集りて婦人改良に着手する相談をなせりと云ふ

宮廷錄事

○行啓　去九日は皇后宮陛下の御眷顧の下に置かせられし東京慈惠醫院の開院式に付き　皇后宮は兼て仰出されし如く午后二時半の御出門にて同院へ行啓あり又左の令旨を御下附あらせられたる趣きあり

やまひは萬のくるしみを生するもとにしてその不幸は富貴ある人も同じとながら分てまづしきは病にかゝりても醫師の治療を受くるとを得ざるによりていゆべき病も終にいえずその身はもとより妻子までも不幸に陥るにいたるまとに哀むべきものなりされば我祖宗は夙にかゝる不幸の民をすくふことをつとめ給ひ施藥院を設けて普く疾病のものをすくひ養ふべき所となし給ひ天平寳字元年勅して越前國の墾田一百丁を以て施藥院に附し朕と衆生と永く病苦の憂を減じ共に延壽の樂を保たんとねがひ給ひしは實に有難御事と申すべし今や百事祖宗の遺意に法り泰西の文物をもとりもちひ給ふときにわたりていまだ充分に貧者に施藥する設な

きは常に憚とする所なりしに頃ろ婦人慈善會委員上奏して有志共立東京病院を更に一層擴張し余が看護の下に置んとこふ余ははなはだこれをよみすしかるに今はいにしへと事かはりかゝることにまで國庫の財を費やすを得ざれバ廣く有志のちからによりてこれを維持する樣なさゞるべからずこれ上下慈善をともに施すものにして余がはなはだ樂しむ所なりよりて先若干金を寄附して東京慈惠醫院の費に供せしむ朝野慈善の婦人および群臣民よく此旨を體して各應分の寄附をなし以て天平寳字の勅の如く永く病苦の憂を減じ共に延壽の樂を保たしむべき仁惠をなさんことを望む

右の如く仰下されしかば慈惠院の幹事方は又左の如き文を廣く配ばられたる由なり

此度　皇后陛下の厚き思召を以て東京慈惠醫院を設けさせらるゝ事と成りたるは誠に芽出度大御代の光輝をも添ゆ可き難有御事にて此の御令旨を拜承する者誰か奮ふて各々其力を竭して　聖旨を對揚することを念ハざらん朝野慈善の諸兄姉ハ是迄已に慈善會並に有志共立東京病院等の爲めに一方ならざる助力を與へられ我々ハ深く諸兄姉慈善の厚きに感ぜり願くは諸兄姉と偕に各々分に應じて寄附し以て右令旨に宣ハせ給ひたる如く忝けなくも　皇后陛下の上下慈惠を供にし給ふの聖旨を成し奉らんことを

東京慈惠醫院幹事長有栖川一品親王妃董子

東京慈惠醫院幹事

伯爵夫人　山縣友子　　伯爵夫人　松方滿左子
伯爵夫人　大山捨松　　榎本多津
伯爵夫人　佐々木貞子　　侯爵夫人　鍋島榮子
男爵夫人　長岡知久子　　子爵夫人　樺山登茂子
公爵夫人　毛利安子　　伯爵夫人　戸田極子

○養育院慈善會　同會が淺草傳法院にて物品賣捌の催なる計畫は前號に記るしたる次第にて俄に模樣替となり來廿日より三日間鹿鳴館内にて貴夫人自身にて賣捌かるゝとなり切符二万枚は各區役所に委頼して廣く賣捌かれたり

○○○○○○

●藝人の慈善會　貴夫人の慈善會既に右の如く定りしかバ藝人等は別に來る廿七日より三日間傳法院にて慈善會を開くよしにて當日は落語家の茶番をも催すとか尚右に出る藝妓は新橋にて一軒に一名宛柳橋にて三十名吉原にて三十名の定なりと世話人より達したる趣なれども柳橋の仲間は外場所と一所

に列席するを好まず別に慈善會を催さんと企て居る由然して風説する所に依れば右藝妓等の賣捌くべき物品は鹿鳴館にて貴婦人等が賣捌かれたる品の殘物を用ゆるとの名義にて廣告するとか聞けり吾人は前號に於て掲げたる某氏の書面に依り貴婦人諸氏が斯る名目を與ふるをだも許されまじき者とは推察すと雖も萬一若し此樣の廣告を爲すことを其儘に差置かれんには是倘五十歩百歩の相違にして貴婦人諸氏が藝妓等と慈善の事を共力さるゝやの嫌を滅する能はじ大凡そ藝妓等は社會の地獄に窃み居るべきものにて白日に公行すべきものにあらず然るを況んや之が慈善の事を行ふを見ては志ある者の苟くも許し置くべき所にあらざるべし吾人は紳士貴婦人等が藝妓慈善會の會場に臨まるゝをだも快しとせざるが故に萬一倘ほ貴婦人諸氏と藝妓との間に慈善事業を共にさるゝやの嫌を感ぜしむるものあらば速に之を斷つて彼と此との天地の如く相隔離せんことを熱望して止まざるもの也

○華族女學校生徒洋服制限　ある者を定めて左の三條と爲る

第一　衣服の地合はセルヂ、フランチル、麻、木綿の類に限るべき事

第二　衣服仕立の形は當校に備置ける雛形四種の中にて其の年齢に適應せる者を選み之に準據すへき事

第三　レース金玉等高價の飾物を用へからさる事

附則

從來所持の洋服にて第一第三に牴觸せさるものは當分其儘相用ひ苦しからさる事

○音樂保存學校　文部省にては今度音樂保存學校と云ふを設立し傳習の傍ら古今內外の音樂取調に從事せしめんとの議ありて先頃より其組織方法を取調中の處已に調査濟となりたる由にて今其方法を聞くに重に佛國の音樂學校に倣ひ文部省之を直轄し校長は奏任官三等以上を以て之に任じ敎頭敎官樂師等の職を置きて外國人とも雇入れ又愈々同校設立の上は從來の音樂取調掛を廢し同所の職員は悉く右學校へ移さるゝ筈ありと云ふ

○大坂通信　當居留地のウヰリミナ女學校は豫て新築中の處已に落成せしに付去月廿九日各官吏及び妻女其他新聞記者等を請じ開校の式を擧行せしが同校は米人故ウヰリミナ氏が日本婦女の敎育をして益々隆盛ならしめんとの精神を以て死期に臨み其資財を擧げて悉皆寄贈されしより右を資本として設立したるものあれば扨こそ其名をウヰリミナ女學校と名け永

く同氏の厚意を傳へんとの意に出でしありと◎去る五日午後二時より當鎭臺内偕行社に於て婦人慈善會の集會を催され席上軍醫好本忠璋、山田後郷兩氏が心理の衞生、實地衞生等の演題に就き演説ありしが同會ハ今後毎月五の日午前九時より十一時まで同會員の手藝會を開き増野京子を敎師として手藝を習ひ且前の二氏に依賴して毎會衞生演説を聞くとに決議したりと又來月第一の日曜日には京都本願寺の執行赤松連城師が同會に出張して愛國論、家庭敎育等の演説をなす筈なり◎西區阿波坐上通二丁目神羅敎會の大原、吉村兩氏の發起にて今度唱歌改良會と云ふを起し從來の鄙陋淫猥の唱歌を廢し更に嫻雅幽逸の新調を作りて之を各花街の藝妓に奏せしめるの目的ありと云ふ

○東京婦人矯風會演説　昨十三日午后七時半より厚生館に於て催したる婦人矯風會の大演説會には星野光太(精神の改良)平岩恒保(婦人の職業)宮川經輝(婦人の責任)三氏の演説あり又本日は午后二時より牛込揚方町の會堂に於て金森道倫山田寅之助奥野昌綱三氏の演説あるべし何れも次號に其景況を記るさん

○面接話談小集　去十一日午後七時より富士見町の富士見軒に於て催したる面接談話小集ハ前號に記したる如く發起人二十七名の企にて開きたるとあるが當夜ハ來會の紳士貴女凡そ二百名あり意外の盛會にて喜ばしきとありし扨角田眞平木村熊二宇川盛三郎の諸氏演説ありて後ち唱歌奏樂あり畢て桃川如燕が得意の講談を聞き來客皆打混じて愉快に談話ありき蓋し斯る平民主義の集會ハ當今に有用なるものなり

○新潟英和女學校　篠崎新潟縣知事を始め諸紳士の發企に係る新潟英和女學校ハ今度新潟女學校と改稱し來る廿一日開校式を擧行する由にて校主ハ鈴木長藏氏、校長ハ成瀨仁藏氏、英語敎師四名本邦女敎師二名と定め幹事及び裁縫割烹等の敎師ハ追て定むる筈なりと

○魯士亞の大學女生　此頃魯士亞皇帝に對し奉りて大逆の企を爲したる者ありしより政府ハ女子の高等敎育を非とし一切之を嚴禁するとに布告し大學に女生の入校するとをも禁じたりと云ふ(ウーマンスジョウナル)

○嫁婦の變姓　人の妻となると同時に其姓を變じて夫家の姓を名乘るハ宜しからず故に當人が自ら好んで之を爲すに非ずんバ法律上にて之を強ゆべからず」とカンサスの高等法院ハ此頃に於て宣告したりと云へり　（同前）

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

●日本婦人授産策答文（接于前號）

を含み女子の血液は四百五十万を含むと云ふ又身躰各部の新陳代射を發起せしむる爲め一時間に要する酸素の量と排除する炭酸の量とを比較するに左の如し

一時間に接取する酸素の量

	年齢	體重一キログラム一位	安静時酸素の量	躰重一キログラムニ付
男	十八年	五二、〇	三九、一瓦	〇、七五二
女	十八年	六二、〇	二七、〇瓦	〇、四三五

一時間に排泄する炭酸の量

	年齢	躰重キログラム一位	炭酸の量	躰重一キログラムニ付
男	十六年	五七、七	三四、三ガラム	〇、五九
女	十七年	五五、七	二五、三ガラム	〇、四五

右の表に由て見るときは躰重一キロガラムに付き酸素を接取するの量も炭酸を排泄するの量も皆男子に多く女子に少なしこれ男子は新陳退謝の機能女子より盛なるに由るなり新陳退謝の機能盛なるは身躰各部の榮養に其宜しきを來たし身躰各部の榮養善良なるより如何なる結果を身躰に及ぼせるやを観察するに解剖的の發達に差異を生ずるを見るへし

凡そ腦髓の大小に由て動物及人種の優劣を比較するは古來學者の稱用する所なり然るに男女腦髓の重量を比較するに大に差異あるを見る去れど未た本邦男女腦髓の重量を廣く精査比較したるもののあるを聞かざれば暫らく歐洲の例を援かんに其壯年男子は平均千五百ガラム女子は千三百五十瓦なりとかや如斯男子の腦髓女子より重大なるは畢竟其才智藝能の優等なる所以なり又筋骨關節は之れを運動器と稱し身躰の運動を主るものなり然るに男女の運動器を比較するに平均男子の筋骨關節は女子より强大健固なり是男子の能く力役に勝へ壯快なる動作をなす所以なり

右の如く生理的及解剖的の狀態より推察するも亦實際社會の有樣より觀察するも女子は筋骨及精神の作用共に男子に及ばざること明なり是を以て熟ら按ずるに女子の職業には筋骨を過劇に勞するもの精神を非常に費すものは適當にあらずこれ勞多くして報ひ少きを以てなり左りながら婦人には溫和にして慈愛の心深く謹愼綿密にして堪忍强く容易く退屈の色を現はさゞる特別の美質あり故に婦人の職業に慈悲慈愛の心を要すべき者或は小心注意所謂面倒くさきものを以て最も適當なる職業とすこれぞ則ち勞少なくして報多く宛から風に順て呼び流に從て竿すが如しと申すべけれ本邦婦人のなすべき産業甚だ多く且つ貧富都鄙、氣候、地形、等の異なるに從て自然其産業上に差異を生ずるが爲めに如何なる職業を以て日本婦人一般の産業となすべきやは一概に定め難し左れど本邦輸出品中最も巨額を占むる産物は蠶糸製茶水産物等を以て冠たりとす而して此等の産業ハ悉く婦人に適當なる職業にあらざるなく茶の葉を摘み之を蒸し之を焙干するが如き又水産物を撒布干燥し之れを調整貯蓄するが如き概ね筋骨精神を非常に困しむるを要せず專ら小心注意してその業に堪忍し所謂面倒くさきを厭はざるものにあらざれば充分なる成功は見らるべきものにあらず就中養蠶の業は本邦中如何なる地方にも善く適し之より生ずる金員は本邦の物産中最も巨額を占め且つ其事業たれる桑を摘み切り蠶を飼ふ等大率ね筋骨精神を過劇に勞

するとなく專ら慈愛謹慎の心注意堪忍の力を要する者なるを以て極めて婦人に適切なる産業と申すべけれ又繭巣を收穫したるの後と雖種紙の製造、製糸、染色、織縫、等の業も悉く婦人に適當なる産業たるのみならず婦人の勤勞を借るにあらざれバ何にとて能く此業を成功するを得ん實に本邦養蠶の業たる婦人の賜と云ふも敢て誣言にあらざるなり本邦の婦人に善良なる産業を授け國家の富貴を増し從て婦人の地位を進めんとするには新事業を興さんより寧ろ婦人の知識を博め舊來の産業を増改良進歩せしむるを以勝れりとす婦人の知識を博め産業に練達ならしめ彌々之れを改良進歩し國家の富强を增さんとするには各地其地に適當なる産業の女子職工學校を設け豫め女工を養成するを以て本邦今日の一大急務なりとす女子職工學校には高等課と普通課の兩科を設け高等課には理化學動植物學の大意より産業に必要なる學課を書籍上又は實際上に敎授し普通課には産業に必要なる課目を實際に臨て口述するを要す凡そ産業に從事せんとするものに取り理化學動植物學の必要なること宛も暗夜の灯燈に於ける船中の磁石に於けるが如し則ち之を利用する者は其從事する處の産業を安全ならしめ且つ後來の進歩を計るに至大の利益あればなり若し産業をなすものにして理化學動植物學の一斑だも辨へざるときは推理の能力に乏しく且つ其原理を知らざるを以て見聞するもの悉く意に了解することと能はず不時の出來事あるに當て臨機應變の策を施す能はず又不便極りなきものあるも到底之か改良進歩の計を企つ能はず斯々る有様にてハ爭てか其産業を隆盛ならしむるを得可んやこれ各地に女子職工學校を設立し女子の知識を發達し産業を煉磨せしめざるを得ざる所以なり爾今本邦に於て廣く各地に女子職工學校を設立し婦人の知識を博め養蠶製茶等の産業を益々進歩改良せしめ彌々其事業を擴張することあらば國産の光輝を増し世界の喝采する所となるに至らん斯の如くならば婦人の地位も自ら上進し國家の幸福も亦鴻大なりと申すべけむ

●丙號の二(緒言)　長崎縣南高來郡島原町　清水繁三

方今男女同權の說大に西洋に行はれて女子の氣象渙發し諸種の專門學科を卒業し男子と技藝を競ふものあり或は事物の原理を考究して婦人社會の名望を世界に發揚せんとするあり斯の如く其爲す所同じからずと雖ども其目的とする所は早晩男女同權を實施せらるゝの階梯となすに在り而るに顧みて我國婦人の實狀を見るに某某氏を除きて外には敢て婦人社會の品位及名望を高ふせんと企つるものなきが如し是れ果して何の意ぞ男女同權の大慶事豈に容易く懶惰女子の頭上に墜んや試みに日本の今代と幕府の時代とを參較するに昔時人爲の貴族甚だ多くして幕將諸侯士族の如き行政と司法とを混合せる一種の貴族專制にして實に人力の有爵家と云ふて可なり斯の如く政權は男子の掌握すべきことゝしたるも猶は之に干與すべき族類を制限するの威光を維持するに於て缺く可らざる者とし平民は士百姓非人と斥言せられて在昔平時忠が平族に非ざる者非人なりと云ひし如く兎角平民は彼等の爲めに壓制弄殺さるゝを免れず斯の如く男子相對すら相忌憚疾視するの世界に於て眞正なる男子が天爵の勇智を奮ひて起る者なく僅に

孝女貞婦を認めしのみなるは其時代に於て是非もなき事と云ふべしさりながら此等の權柄及び現象は維新の革命に氷解し去りて舊時の貴族なる者が其嘗て厠するを愧ぢし所の平民と俱に國事に盡力して敢て肝膈を隔てざるを見るに至る之を舊時に比するに幸不幸の差如何ぞや今の時に當り奮然蹶起女權を振張するの策を主張せずんば果して能く幾時日を曖昧模糊の中に費消し去るか抑も社會は男女の愛情に由つて維持せらるゝ者なれば愛情を保存するに必要なる事柄は我が男子よりして進んで之を與へざる可からず眼を擦して今日女子の職業を見よ裁縫割烹を以て女子の生活を助け以て他人に固托するの情を薄くすると云ふ可き乎嗚呼從來男子の壓制は種々の事情あるに由る中にも女子固托の情又た之れが一原因を爲さずんばあらず然らば則ち男子の壓制を解き女子の權利を擴むるの策を講ずるは今日の急務にして能く此弊害を除却し以て向後男女をして親愛和樂の境裏に生活して共に國家の元氣を保持するの世界となさば豈に敬すべく羨む可きの光景にあらずや且つ古來男子事を敗る多く內謁に由るとの疑念起りてより彼の有名なる寛平遺誡にも婦言を聽く勿れ小人を用る勿れとの言ありて隱然小人と婦人とを同視せしが如し偖て婦人の賄賂に迷ふて其夫壻の事を敗る往々これありとせんに亦た投產策に由て療治せらる可しと思ふなり抑も世の中の婦女子が皆な產資を擁するに至らば從前の如き賄賂を受くるを必要とする志念衰耗して此危險なる異利を網するもの減少するに至る可き歟而して婦女子に職業及財產を授くることは我邦に未だ嘗て經驗せしことあらざるを以て其得失を講究するに至りては左の項目に依らんとするなり

第一章　婦人投產の方法を論ず
第一節　夫婦分擔の利害を論ず
第二節　婦人の職業を論ず
第二章　婦人の財產權を論ず
第一節　婦人の財產相續法を論ず
第二節　婦人の財產所有權を論ず
第三章　結論

第一章　婦人投產の方法を論ず

第一節　夫婦分擔の利害を論ず

男子と女子と互に相親和協力して家事を經紀するの世界とならば邦國の福祉此に由つて開進し從つて人智の開明を歐米と競爭するに至るべきなり世の婦女子が有する所の感情を見るに彼等は祖先傳來の遺習として受續きたる內職の外何の業をも爲す能はず彼等の情亦た憐れむべきなり世人或は女子を以て床間の掛物と同視して若し彼にして兒を生むの生殖器なくんば此會社を放擲せられて餓死するに終らんと云ふものあり然れども女子にして能く造物主の靈智を人類に授くる彼此の偏頗なくして能く已れの職業を勉め及び公益に盡力する者あらば其報酬として安樂の生活を授けられ諸種の權利を得らる可きを悟らば當さに自ら奮發勉勵して或者の說をして社會に勢力を得せしめざることに注意せざる可らず世の婦人稍やもすれば云ふ男女同權と而して其意義を問ふに概ね漠然として唯だ女子の權利が男子の權利と同等なるべきは天然の原則なりと云ふのみ彼等にして自から生活するに堪へず僅に男子の

扶給に依る者是れ豈に自から其權利を蔑視する者にあらずや自から己れの權利を蔑視する者何が故に男子と平等の權利及び平等の福祉を受くるを得んや宜なるかな一朝其依頼する所の男子が大呵罵辱するも只だ卑屈雌伏して遂に打擲離縁せらるゝに至りて而して事の曲直を之れと爭ふ能はざるを斯の如き婦女子如何して女權を主張し得可けんや然れども此等の現象は我國の爲めに計るに決して喜ぶ可きの光景にあらず亦た男子も之れが責を遁れざるものあれバ一日も早くこの現象を消滅せしむるは女子の爲め殊に國家の爲めに最大急策にして而して能く之を遂るを得バ男女の親和及敎育を進めて邦國上に諸種の利益を現出す可きは勢の見易き所とす

今や婦女子が能く其權利を主張し之を遂げんと欲せば世間百般の事(戰闘を除き)を料理するに男子と同等の責に任ぜざる可らず試に思へ今日の婦女子が能く自ら生活し能ふか能く其夫の家事を恊辨して憂苦を其夫と倶にするか能く其女子を敎育するか請ふ其然らざる所以を辨ぜん假りに日本婦人を三等に分ちて見るに下等婦人の地位に在りては裁縫割烹澣濯髮結業に生活し得るが故に此社會に在りては女權甚だ熾にして男子は反て其扶助に依るの内實ある者少しとせず予輩は此種の婦人が敎育を受けざるに由りて下等の狀態を脱し得ざるを遺憾とすると同時に上中等者流の自ら社會の上流を占めたりと誇稱するに似もやらず舞蹈歌藝に精を盡し或は装飾巧を極めて天下第一の美人及び藝能の第一達人と自稱するに關ハらず其實業に疎くして内實男子の保護扶助に由りて生活するを憐むなり予は今公正の情を以て斷ずるときは女權は實力ある者に歸する者にして日本上中等婦人は何が故に實業を務めざる乎何ぞ自己の名譽に熱心する彼の如くにして特に肝要なる女權に至りては之を下等婦人と斥けて裁縫割烹等を依托する所の人と其競爭を試みざりしやと怪訝に堪へざるなりしかし中等者流には裁縫割烹の内職を知ると雖ども其地位に愧ぢて賃錢を取りて爲す如きはなさゞる者あるべきは予の信ずる所なり而して此種の人は下婢を雇使するが故に或ハ自ら割烹を爲さゞる者あるべし縱令ひ如何なる人が中等者流の爲に辨護して此等の者流は家内人數夥多なるが故に終日裁縫に苦勞して猶ほ身に四手なきを憂ふる者ありと云ふ者あらんなれども予ハこれを以て世事を辭するの好把柄と云はざるなり且つや世事に奔走して其夫の勞苦を分つと内庭裁縫に勉强すると其大小及利害如何ぞや商家に就て之を言ふに其家主たる男子は商業の懸引を總括して百般の事務其身に蝟集するが故に一朝他行せざる可らざるに迫れバ代理人を遣し置かざる可らず其妻にして代理人の資格に適すれバ男子も安心して行くべけれ然れども到底代理人たる能はざるのみならず斯かる忙がハしき光景を見つゝ尚ほ其内職を擲たざるなり而して自ら思ひらく婦人は婦人の職業を爲せバ足る祖先以來傳習する所の裁縫割烹を爲せバ我れ亦祖先に對して耻る所なしとしかしながら此等の思想は世の開明に從ふて消滅せざる可らず日本婦人にして敢て祖先を引て自己の誤瑕を蔽はんとするは是祖先經歷の間に於て漸次開明を促したるの功勞を沒せんとする者なれバなり

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

社告

通信女學講義錄　第一卷去十五日發兌

●朝野新聞評　通信女學講義錄は彼の女學の進歩に熱心ある女學雜誌の主筆巖本善治氏の管理する所にして既に一家の妻となりて家事向万端に忙はしき婦人の學校に入りて就學する能はざる者の智識を進めんとの親切に依りて發行する者なれば家事に追はれて學校に出入する能はざる婦人方は一本を購ふて他人に後れざる樣勉强ありたし

●毎日新聞評　此卷は女子生理、育兒心得、女學一斑、萬國史畧、西洋女禮、問答談話等に分ちて孰れも簡易叮嚀に説き頗る婦人の獨學に適切したる良雜誌あり尙ほ毎月一卷つゝ發刊して家内經濟、女技案内、理學一斑、其他有益の件を逐々記載し諸科講述の終りし後は更に高尙の學課に移る筈ありと云ふ

○右講義錄一冊二十錢郵送税を要せず半年前金一圓也

第四回點取文成績

女學雜誌社

第四回點取文題（日本婦人數）に對し答文を寄せられたる者都合十四通中女流の手に成る者四通あり點撿の後左の三氏を甲乙丙の受點者とし各預定の賞酬を呈す

甲點　信濃國諏訪郡長池村　牛山尹子
乙點　伊勢多氣郡八木戸村　小竹啓三郎
丙點　越後西頸城郡糸魚川　吉岡福瀬

第五回點取文題

女學雜誌社

妓樓存廢論

右は我國妓樓の存廢の可否を論じ若し之を廢すべしとあらば併て之を廢止するの策を説き若し之を存すべしとして尙ほ更に現行の制度を改良するの點ありとせば亦併て之を論ずるに在り而して答案は可存論と可廢論との二種に分ち双方に甲乙の受點者を置くべし即ち調査の上甲點を受る者は女學雜誌三十冊を呈し乙點を受る者は同二十冊を呈す

右答文〆切期日を來る六月三十日と定む右日限後に到着する者は乍遺憾點撿の中に收めず

東京新橋日吉町女學雜誌社

特別廣告

田房女學校設立廣告

我備前國甲奴郡田房ハ土地閑靜ニシテ風俗淳朴ナリ余輩特ニ此山間ノ淸處ヲトシ女學校ヲ設立セントス其規摸ハ都會ノ有力ナル學校ニ讓ラザランコトヲ期ス苟モ愛ヲ鄙僻ノ不幸ナル女子社會ニ垂レラルヽノ貴婦人靜淑ノ修學ヲ好マルヽノ令孃ハ遐邇手ヲ卒ヒ贊ヲ以テ余輩微衷ノ存スル所ヲ大成セシメラレンコトヲ切望ニ堪ヘザルナリ女學校ノ教育ノ方法ハ概畧左ノ如シ入校希望ノ貴女ハ女學校ノ都合有之來ル五月二十日迄ニ創立假事務所宛御通知アランコトヲ仰ク

概則

一本校ノ精神トシテ期スル所ノモノハ第一有爲ノ女子ヲ養成スルコ第二妻タリ母タル婦人ヲシテ有益ナル職業ニ就カシムルコ第三鄙僻ノ風俗ヲ改良スルコ第四世ノ不幸人ヲ救フコ等ノ要點ニアリ

一特別ノ榮與アル老女師本校ノ校長トナリ萬般ノ教務ヲ管督シ德操優等ナル女師教授ヲ執ル事
但男子ノ校員ヲ置カズ

一本校ノ學制ハ正則變則ノ二科ヲ設ケ正則ハ三ケ年ヲ以テ卒業シ變則ハ大約壹ケ年半ヲ以テ卒業スルモノトス但學科ノ概畧ハ英國和漢學理學算術作文習字詩學家內經濟衛生育兒法女禮式刺繡編物裁縫養蠶西洋音樂琴茶ノ湯挿花洋和割烹等ナリ

一本校ノ寄宿舍ハ當分相當ナル家屋ヲ撰用シ室內ノ締構淸潔閑雅ヲ旨トシ且老熟ナル舍婢ヲ置キ貴婦人令孃ノ寢寐ニ差閊ナキヲ務ムル事
但本校ノ校長及教師ハ寄宿舍ニアリテ萬事ノ周旋ニ任ズルコ

一本校ハ何時ニテモ入校ヲ許ス月謝ハ金壹圓ニシテ寄宿料ハ通例一ケ月金貳圓五十錢トス
但入校ノ時束修金壹圓ヲ要ス

明治二十年四月

備後國甲奴郡田房下市
田房女學校創立假事務所

發起人

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

廣告

婦人洋服裁縫教授廣告

日本橋區本銀町二丁目九番地へ婦人洋服裁縫專門及び英學毛糸編物教授所を設置致教員は
裁縫教師　內野吉平　同上　石橋福太郎
英學教師　柳澤氏　毛糸編物教師　武藤采女
右教員休日を除くの外每日午前八時より午后五時迄出席教授致候に付婦人方御來觀有んことを乞ふ

田口卯吉君結髮沿革附錄○和崎義路君校○巖本善治君跋
渡邊鼎君著

束髮案內

美製小本八十頁細圖入
定價十五錢郵税四錢也

當今束髮流行の折柄其結び方不案內の婦人尠からず此書は日本婦人に適する束髮二十餘種の結び方を丁寧に敎へ一々細圖を附して親切に案內すれば何如なる僻遠の地に在りて束髮の風を知らざる人々も之に依て容易に自ら試るを得べし特に田口卯吉君の論文東髮會の規則其外をも添へたれば結髮改良に志ある人々は宜く一讀あるべし
○但し本社出版の書籍は定價より一錢も割引不致候事

東京新橋日吉町八番地
女學雜誌社

●基督教新聞

第百九十七號
五月四日

基督教主義の新聞雜誌は如何●教報「じカステス、イムプリー」兩氏往復の書翰「同盟會總會」外數十件●論説　宗教小說と女流の作者●雜錄「チヅルランド」宗敎改革○女傑「エリサベス、フライ」の略傳を結ぶに當り所感を記す○聖經主要(續)○米國婦人禁酒會總理「フランシス ウイルラード」女の事○損をして得を取る○ジヨン、エリオツトの佳話●寄書　三たび兩會合一を論ず●雜報●廣告　(毎水曜發兌一部三錢區外郵税壹錢)

東京々橋區瀧山町六番地
警醒社

發兌

四月。二日　九日　十六日　廿三日　三十日
五月。七日　十四日　廿一日　廿八日
六月。四日　十一日　十八日　廿五日
七月。二日　九日　十六日　廿三日　三十日

定價

一册。五錢　郵税。一錢　(但府內無郵税)
十册。四十八錢郵税。十錢　(同前)
半年分　一圓十七錢　府外は　一圓四十三錢
一年分　二圓卅四錢　府外は　二圓八十六錢

廣告

一行　一回　(廿七字詰)　前金拾錢
同　三回以上　一割引
同　六回以上　二割引
十行以上一割引。二十行以上二割引。四十行以上三割引。但し不道德なる事物の廣告は謝絶す有益なる事物の廣告は社議の上無代價にて引受く女學關係の書籍は一部の寄送を乞ひ相當の廣告をなし且つ本誌に批評すべし

特別廣告は婦女に關する協會會合等の記錄を掲ぐるものにて一切無料とす但し紙面半頁分の廣告を要する毎に右雜誌十部の注文を要し以上半頁分毎に十部增の割合と定む

WOMAN'S MAGAZINE.
"JOGAKU ZASSHI."
Price 5 *sen*. By post *yen* 1.43 six months, *yen* 2.86 per annum, in advance.
Edited and published by Y. H. Iwamoto, at The Jogaku-Zasshi Office, No. 8B HIYOSHICHÔ, SHINBASHI, Tôkyô, Japan.

女學雜誌賣捌所

東京神田區淡路町巖々堂○東京芝西久保櫻川町萬春堂○東京神田區雉子町閲々社支店○同神田區佐柄木町東海堂○同日本橋區新銀町頁明堂○同京橋區木挽町壹丁目萬字堂○同本鄉區元富士町盛春堂○同本鄉區春木町二丁目解明堂○東京本鄉四丁目文壽堂○横濱住吉町角由屋貞○京都四條通小橋へ入澤集光堂○同三條通東洞院西へ入クリスチアンボード○大坂備後町四丁目岡島支店○仙臺國分町十五番地伊勢安雜誌部○宮城縣仙臺大町木村文助○尾張國名古屋本町石版舍○出雲國松江新町盛進堂○廣島縣大手町一丁目早速社○長崎酒屋町虎與號○江州彥根西內大工町新々堂○相州小田原綠町石壽堂○上州高崎田町煥平堂○勢州松坂家里初枝

發行所
本局　東京京橋區日吉町八番地
女學雜誌社
持主兼編輯　巖本善治
印刷　森田豐